

(案)

資料2

滋賀県告示第 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき大津湖南都市計画区域区分を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

大津市の一部、草津市、守山市、栗東市、野洲市および湖南市

3 図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2-1

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 甲賀市水口町水口6200

大津湖南都市計画区域
 総括図（草津市）

草津1 駒井沢町
 14.7ha 調 → 市

凡例
 市街化編入地域

凡例		
---	都市計画区域界	
---	市街化区域界	
---	用途地域	
用途地域	容積率	建ぺい率
第一種低層住居専用地域	80/40	1.5m 10m
第一種低層住居専用地域	80/50	1.0m 10m
第一種低層住居専用地域	80/50	1.5m 10m
第二種低層住居専用地域	100/60	1.0m 10m
第一種中高層住居専用地域	200/60	--
第二種中高層住居専用地域	200/60	--
第一種住居地域	200/60	--
第二種住居地域	200/60	--
近隣商業地域	200/80	--
近隣商業地域	300/80	--
商業地域	300/80	--
商業地域	400/80	--
商業地域	500/80	--
商業地域	600/80	--
準工業地域 (大規模集客施設制限地区)	200/60	--
準工業地域 (大規模集客施設制限地区)	300/60	--
工業地域	200/60	--
工業専用地域	200/60	--
高度利用地区		
防火地域		
風致地区		
都市計画道路		
都市計画公園		
都市計画緑地		
地区整備計画区域		
再開発地区計画		
駐車場整備地区		
河川区域		
その他の都市計画施設		

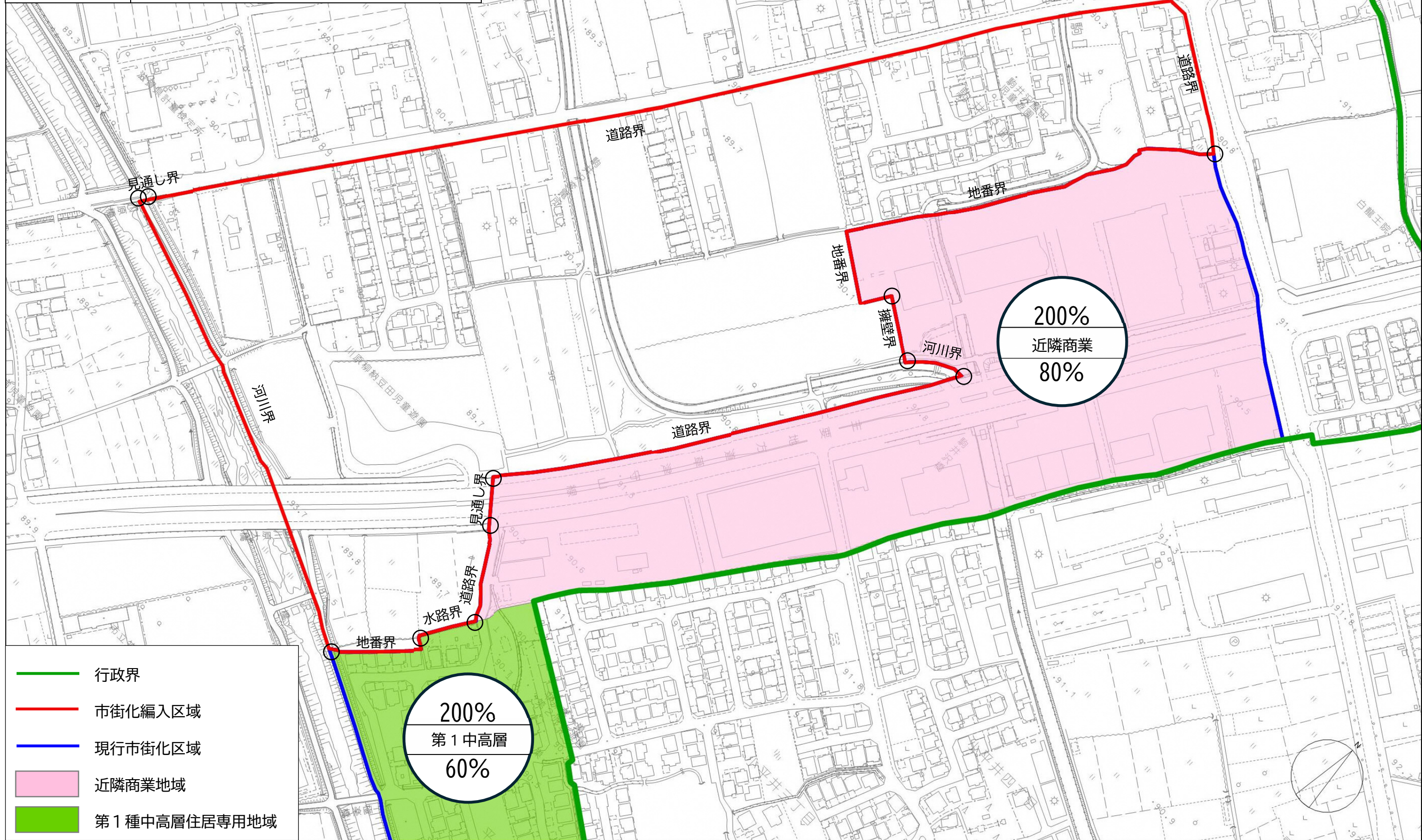
草津2 青地町
 37.9ha 調 → 市

草津3 追分南
 19.5ha 調 → 市

縮尺 A3 1/20,000

番号	1	地区名	駒井沢町地区
図面名	計画図		

草津1 駒井沢町
14.7ha 調 → 市

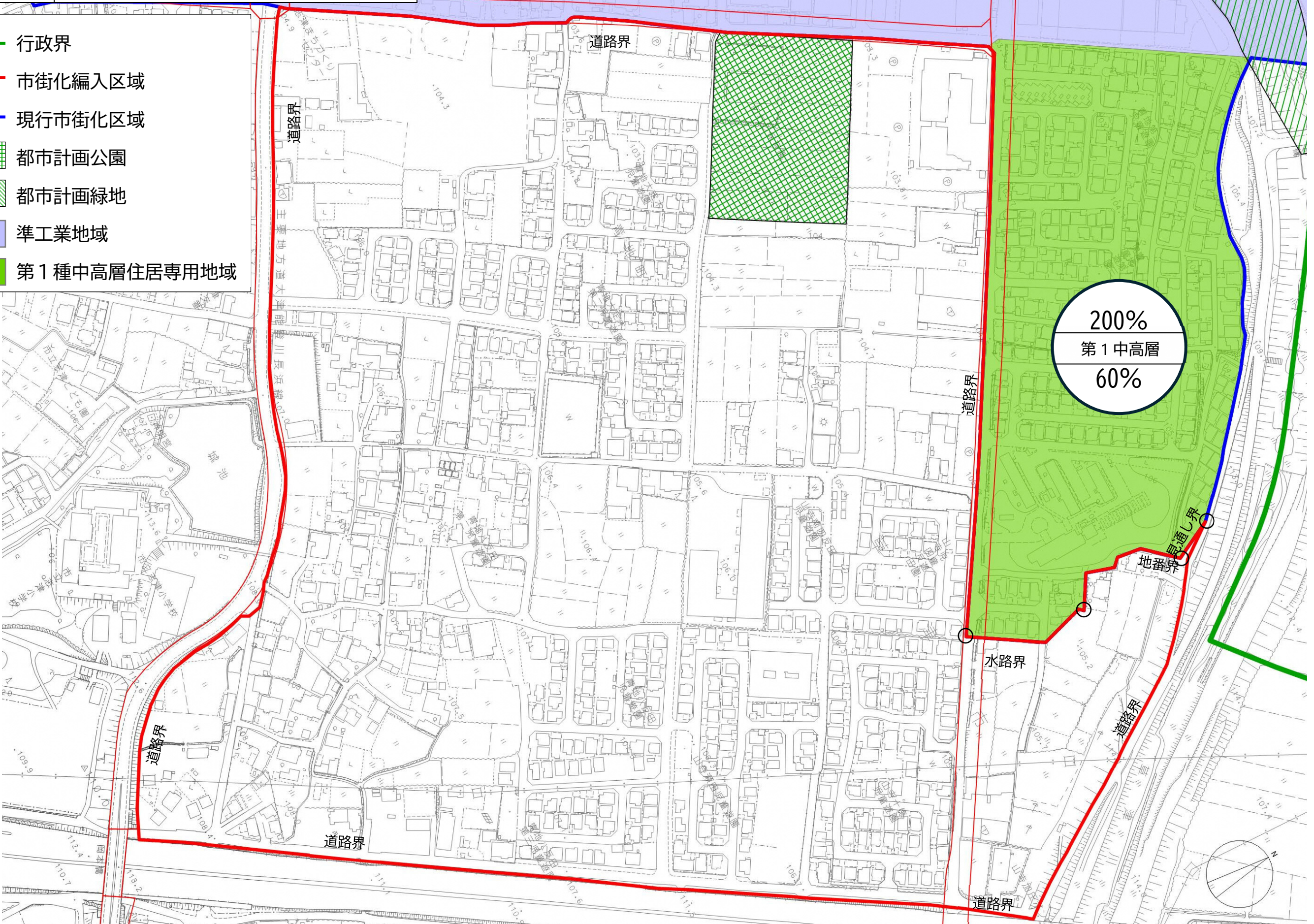


縮尺 1:2,500(A3)

番号	2	地区名	青地町地区
図面名	計画図		

草津2 青地町
37.9ha 調 → 市

- 行政界
- 市街化編入区域
- 現行市街化区域
- 都市計画公園
- 都市計画緑地
- 準工業地域
- 第1種中高層住居専用地域



縮尺 1:2,500(A3)

番号 3 地区名 追分南地区

図面名 計画図

草津3 追分南
19.5ha 調 → 市

200%
第2中高層
60%

200%
第1種住居
60%

200%
準工業
60%

200%
第1中高層
60%

200%
第2種住居
60%

200%
第1中高層
60%

200%
工業
60%

- 市街化編入区域
- 現行市街化区域
- 都市計画公園
- 都市計画緑地
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 準工業地域
- 工業地域

縮尺 1:2,500(A2)